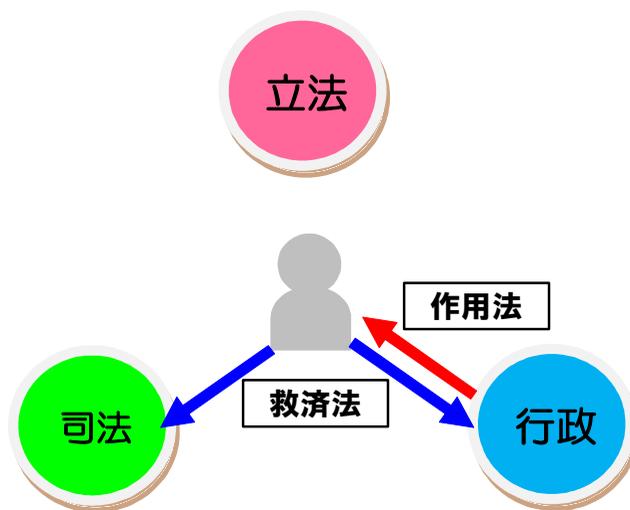


# LINE限定企画 クロスリファレンス学習 行政法⑧

リーダーズ総合研究所  
山田齊明

1

## 問題8-①



2

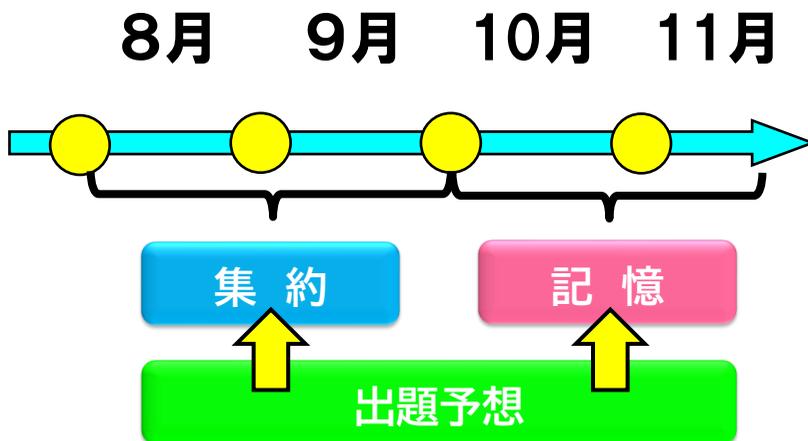
## 問題8-②

### 《事例》

X市は、その所有する土地をS連合町内会に対して、神社施設の敷地として無償で使用させていた。これに対して、X市の住民Aは、X市の本件無償提供行為は、憲法の定める政教分離原則に違反する行為であって、敷地の使用貸借契約を解除し同施設の撤去及び土地明渡しを請求しないことが違法に財産の管理を怠るものであると考えている。このような場合、住民Aは、どのような手段によって、X市の本件無償提供行為を争うことになるか。

3

### 直前期の学習法①



4

## 直前期の学習法②



5

## 直前期の学習法③



6

6